

伊賀市行財政改革大綱に基づく

# 集中改革プラン

平成18年5月

三重県伊賀市

## 目 次

1. 集中改革プランと伊賀市行財政改革大綱の関係について……………	1 ～ 2
2. 伊賀市の行財政改革の基本理念……………	3 ～ 4
3. 伊賀市行財政改革大綱の重点事項……………	5 ～ 1 2
民間参入等の推進……………	5 ～ 6
健全な財政運営の推進……………	7 ～ 8
事務・事業の見直し……………	9 ～ 1 0
定員管理と組織機構の適正化……………	1 1 ～ 1 2
4. 具体的な取組内容……………	1 3 ～ 1 6
民間委託等の推進……………	1 3
指定管理者制度の活用……………	1 3
定員管理の適正化……………	1 4
給与等の適正化……………	1 4
事務・事業の再編、整理、廃止、統合……………	1 5 ～ 1 6

## 1. 集中改革プランと伊賀市行財政改革大綱の関係について

### ①集中改革プランとは

地方自治体（都道府県・市町村など）に対する、総務大臣の助言（地方自治法 252 条の 17 の 5 に基づく）として出された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」において、各地方自治体に対し「行政改革大綱の見直しと大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するための取組を市民（県民）にわかりやすく明示した計画を策定するように」との要請（助言）を受けて基づき、伊賀市が平成 17 年を起点とし平成 21 年度までの取組計画を策定するものです。

要請に基づき次の項目から構成しています。

- ① 事務・事業の再編・整理・廃止・統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理制度の活用を含む）
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当諸手当の見直し等）
- ⑤ 第三セクターの見直し
- ⑥ 経費等節減等の財政効果

### ②伊賀市の行財政改革大綱について

伊賀市は、市町村合併により平成 16 年 1 月 1 日に発足しましたが、「行政改革」は、合併前から新伊賀市の大きなテーマであることが認識されており、合併協定書には、「新市発足後速やかに策定する。」と記載しております。また、合併後 10 年間の計画である新市建設計画（伊賀市まちづくりプラン）にも新市が目指す、分権型のまちづくりの確立のために抜本的な行政改革を推進することを記載しています。

そのため、合併後ただちに伊賀市の行政改革基本計画となる「伊賀市行財政改革大綱」の策定に着手し、行財政改革の基本方針や推進体制及び策定のスケジュールを検討し、パブリックコメントを実施しました。

また、行財政改革大綱の策定に関する市長の諮問機関として、公募の委員を含む 15 名の委員で構成する「伊賀市行財政改革推進委員会」を平成 17 年 3 月に設置し、行財政改革に関する伊賀市の現状や課題及び改革の方向性などについて審議をいただきました。

平成 18 年 2 月には、同委員会から「伊賀市行財政改革大綱の策定に関する答申」をいただき、この答申に基づき 3 月の市議会定例会において「伊賀市行財政改革大綱」が議決されました。

現在、この大綱に基づく具体的な措置事項である行財政改革大綱実施計画を策定しています。

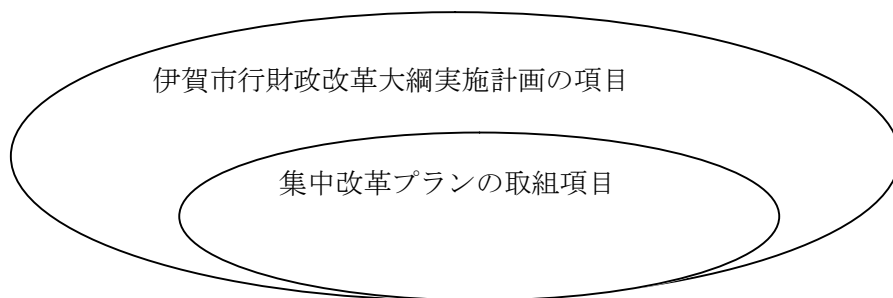
③伊賀市行財政改革大綱と集中改革プランの関係について

伊賀市行財政改革大綱の重点事項は、次のとおり集中改革プランの項目を包括しています。

伊賀市行財政改革大綱の重点事項	集中改革プランの項目
1 市民と行政の協働	—
2 民間参入等の推進	民間委託等の推進 (指定管理制度の活用を含む)
3 情報の積極的発信と行政の説明責任	—
4 公共施設の適正配置と有効活用	—
5 職員の意識改革と人材育成	—
6 健全な財政運営の推進	第三セクターの見直し 経費等節減等の財政効果
7 事務事業の見直し	事務・事業の再編・整理・廃止・統合
8 定員管理と組織機構の適正化	定員管理の適正化・手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当諸手当の見直し等)
9 電子自治体の推進	—

このため、集中改革プランについては、伊賀市行財政改革大綱実施計画から抜粋して策定することとしました。

「伊賀市行財政改革大綱及び大綱実施計画」と「集中改革プラン」の比較イメージ



なお、計画の期間については次のとおり差があり、行財政改革大綱実施計画の期間は、集中改革プランの期間よりも短いため、集中改革プランは、実施計画の期間を一年間引き延ばして平成21年度までの具体的な目標数値を策定することとしました。

名称	策定	取組期間	(期間 年)
伊賀市行財政改革大綱	平成17年度	平成18年度～22年度	5か年
伊賀市行財政改革大綱実施計画	平成17年度	平成18年度～20年度	3か年
集中改革プラン	平成17年度	平成18年度～21年度	4か年

## （１） 市民の視点に立った行政サービスの推進

新市のまちづくりの基本理念である「市民が主体となり地域の個性が生きた自治の形成」を推進するため、行政はすべての事務・事業を真に市民の望む目的に沿って実施することが必要です。このため、行政は市民の自主的な活動を尊重・支援するとともに、一層の市民参加の拡充に努めなければなりません。

この原則に従い、市民の意識を起点として、行政が実施した事業の成果がどの程度市民の満足度となって表れたかなどの客観的な評価・検証を通じて、より効果的な事業を展開していきます。

同時に、市民と行政の役割を見直し、<sup>※</sup>「補完性の原則」に基づき、民営化をはじめとする民間参入の促進と市民活動団体等多様な主体による公共サービスの実施を通じ、市民活動の範囲の拡大と地域の多様性の確保に努めていきます。

また、市民の視点に立った行政を行うためには、あらゆる場面で民意を反映させることが重要であり、情報公開を一層推進するとともに広聴機能を充実させ、市民と行政が協働するための土台づくりに努めます。

さらに、政策の決定や施策の推進等意思決定の迅速化を図るために、市の行政組織・機構をよりスリムで平面的なものに見直していきます。

## （２） 地方分権の進展に対応した行財政基盤の確立

地方分権一括法が平成12年4月に施行され地方分権制度が法的に整備されましたが、国と地方の財源配分の問題や地方の事務処理能力の整備など依然として多くの問題が残されている状況です。

地方自治体として自己決定・自己責任に基づく自立したまちづくりを進めるためには、安定した財政基盤の確立や権限の確保などの自治の能力の向上が不可欠であります。

合併直後の伊賀市のまちづくりに期待する市民の多様なニーズに応えるため、市は「伊賀市総合計画」や「財政計画」の策定を通じ、独自の政策形成を図り、その実現に向けて迅速に行動できる職員の育成と必要な権限を確保することにより、市民がゆめの持てるまちづくりを進めていきます。

一方、厳しい財政状況に対応するため、「定員適正化計画」の策定・実施などの合併による財政効果の早期創出や経常経費の見直しによる歳出の抑制と負担の適正化による歳入の確保等を通じ、財政の健全化を図り、まちづくりのため

の財源を確保していきます。また、成果を重視した効率的な事業の実施や評価による継続的な事業の見直しにより、これらの財源の効率的運用を図ることはもとより、権限移譲と合わせ必要な財源を確保することにより財政基盤の強化を図ります。

**【語句説明】**

※ 補完性の原則

「家族や地域など小さな単位で可能なことはそれを任せ、そこでは不可能若しくは非効率なものを市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方を言います。

## 伊賀市行財政改革大綱の重点事項（抜粋）

### 民間参入等の推進

明治の大合併、昭和の大合併の時期に小中学校の設置・運営が市町村の責務となったように、時代とともに市町村が担う「公」のサービスの範囲は変化してきました。特に昭和の合併以降、市民の要望は多様化し、これに応えるため市が担う「公」のサービスの範囲は、拡大しつづけています。

近年ニュー・パブリック・マネジメント（新しい公共経営）の視点から、従来は企画・執行を一括して実施していた市から、実施執行者の部分を分離させようという動きが見られ、公のサービスにも徹底した市場競争原理の導入が提唱されています。

伊賀市においても、「伊賀市まちづくりプラン」において民間事業者の手法を導入し、またその活力を活かすことによる効率的・合理的な行政運営を目指しているように、市場競争の原理の導入による財政の削減効果や市民の満足度の向上を目指します。

#### 改革の方向性

市の事務事業等について、徹底した競争原理を導入する。このため、国の規制により制限されている事務事業を除き、市が直接実施しているものについて、基本指針を策定し、民間でできることは民間に委ねるものとする。

公共施設における民営化や<sup>※1</sup>指定管理者制度の活用を積極的に推進し、民間の活力や経営手段の導入を通じ、経営の活性化を図る。

ただし、民間の参入を推進することにより、行政サービスの低下にならないか、あるいは、行政としての責任が確保されているかなどに充分留意し、計画的に進めるものとする。

#### <主な取組>

##### （１）指定管理者制度の導入の推進

伊賀市の公共施設のうち指定管理者制度の適用が可能なものについては、原則として指定管理者制度を導入し経費の削減や効率的な施設運営に努める。

特に、現在管理運営を委託している施設については、平成18年4月から指定管理者制度を適用することを原則として、制度適用の手続きや管理の基準、業務の範囲等についての検討・整理を進める。

なお、直営管理としている施設についても、順次、同制度の積極的な導入を推進しより効率的な施設運営に努める。

## (2) 民間委託等の検討と計画的推進

民間委託等（民間委託、民営化、<sup>※2</sup> P F I など）が可能な事務事業は、行政の責任の確保、サービス水準の維持向上、守秘義務等に留意しながら、コスト削減等を図るため、計画的に推進する。

- ・ 保育所・保育園の民営化の検討
  - ・ 養護老人ホーム「偕楽荘」の民営化の検討
  - ・ 障害者授産施設「きらめき工房」の民営化の検討
  - ・ 直営の業務とのコスト比較及び外部委託に係るガイドラインの策定
- （ ・ 清掃・案内・受付・し尿処理・一般ごみ収集・学校給食・学校用  
 務員・水道メータ検針・道路維持補修・清掃等・情報処理・庁内  
 情報システム維持・ホームページ作成運営・調査集計・総務関係事  
 務など ）

## (3) 民間委託している事業の効果の見直し

民間委託を行っている事務事業について、特に、新たに民間委託を実施したのものについて、委託後において経費の削減効果があったか、業務のスピード化が図られたか、一時的な負荷変動に対応できたか、住民サービスの向上になったかなどの視点から、その効果を検証し、契約内容、金額、委託先を見直す。

### 【語句説明】

#### \* 1 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の一部改正により創設された制度です。公共団体や公共団体が1/2以上出資する法人に限定されていた「公の施設」の管理が株式会社を含む「指定管理者」から選定することになります。この制度は、条例の範囲であれば、利用許可等の施設管理と利用料金の設定等の施設運営についても、自由にできるようになる等、民間活力の導入による公共施設の活性化を意図して創設されたものです。これにより、現在「委託管理」している公共施設について、「指定管理者制度」に移行するか、市直営に戻すかの選択が必要です。

#### \* 2 P F I

Private Finance Initiative の略 民間資金を活用した、民間主導による公共投資、施設建設及び運営方式を言います。イギリスで活用された公共事業の方式で、施設の設計から発注まで民間主導で行い、さらに施設の維持、運営についても一定期間民間に任せる方式のことです。



## 健全な財政運営の推進

景気の低迷や高齢化等により、歳入の中心を占める市税収入が減少しておりその回復が見込めない状況に加え、人件費や公債費などの義務的経費の増加により、財政の硬直化が進んできています。また、地方交付税については、年々大幅な減少となっており、今後の動向も不透明であるなど市の財政は深刻な歳入不足となっています。

このため、多様化する市民のニーズや新市のまちづくりに寄せられる市民の期待に十分に対応した財政運営ができない事態となっています。

また、地方分権の進展に伴い、国の補助金の削減が、税源移譲で見合うことができるのか。未だに不透明のままであり、市は自己責任のもと自立的な財政運営が求められており、事業の効率化による歳出の抑制と負担の適正化による歳入の確保を通じて、計画的に財政運営を行う必要があります。

### 改革の方向性

三位一体改革、地方交付税制度の見直しがさらに具体的な形で実施されれば、ますます財源不足に陥ることとなり先が見通せない状況にある。

このような中、市民の価値観の多様化に的確に反映した政策課題を実現していくためには、行政が担う範囲や方法を検討する中で、市税の収納率向上等歳入の確保と、その歳入を見据えての事務事業の選別化、重点化の取組を行うよう努める。

また、財政の硬直化を防ぎ、健全な財政構造への変換を図るため、特に人件費、物件費、補助費等、繰出金などを中心に経費の抑制を行い、安定した財政基盤の確立に努める。

さらに、地方自治体の自己責任のもと自立的な財政運営が求められていることから自主財源の確保について検討する。

#### 〈主な取組〉

##### (1) 財政計画の策定

伊賀市総合計画を踏まえ、中長期的な展望にたった財政計画を策定し、自主的かつ健全な財政運営に努める。

##### (2) 歳入の確保及び負担の適正化

歳入の確保については、市税の収納率の向上に向け、納税意識の希薄者に対しては、差押さえ・三重地方税管理回収機構への移管措置など徹底した滞納処分を行い受益者負担の適正化を図る。また、使用料、手数料、負担金について、受益と負担の観点や維持コストなどを考慮し見直しを図る。

### (3) 歳出の抑制

#### ①人件費の見直し

職員の定員適正化計画による定数削減のほか、特別職給与、管理職手当、時間外勤務手当の見直しを図る。

#### ②物件費の見直し

交際費、消耗品費、食糧費、備品購入費を中心に、削減目標を定めて、見直しを図る。

#### ③寄付金等の見直し

補助金・負担金・交付金等について、継続して補助しているものを中心に補助の公益性、補助効果を調査し、補助金等の額を平成20年度までの3ヵ年で、30%削減できるよう見直しを図る。

#### ④公共工事のコスト等の見直し

地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組む。

#### ⑤繰出金の見直し

<sup>※</sup>繰出基準外経費を、平成20年度を目途に30%削減できるよう見直しを図る。

### (4) 市債の抑制

将来の公債費負担が市の財政運営に支障を来すことが予測されるため、効果的な運用を図る。

将来の財政負担となるため、市債借入額と公債費の均衡が図れるよう市債発行額を抑制する。

### (5) 財政状況の公表

財政状況の公表は、地方自治法にも規定されているが、執行計画の策定により事務の予定及び進捗状況など、見解を付けよりわかりやすく公表する。

### (6) 公営企業及び出資法人等の見直し

企業・法人をとりまく環境に的確に対応し、市に準じて組織、運営方法・業務の効率性について見直しを行うとともに監査・評価体制を強化し、事業内容・経営状況・公的な支援等について積極的に情報を公開する。

出資法人については、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存の法人の見直しを進める。

#### 【語句説明】

##### ※ 繰出基準外経費

基準外繰入金とは、繰出基準以外の公営企業会計の財源不足を補填するための繰入金のことです。地方公営企業は、原則としてその経営に伴う収入で独立採算の原則により運営されていますが、採算がとれないことが明らかなものや公営企業が持つ公的な施策から経営の収入を充てるべきでないものについては、独立採算によらず一般会計から企業会計に繰り出すことが認められており、その基本的な考え方が繰出基準です。その具体的な基準は総務省からの通知により毎年度示されています。

## 事務・事業の見直し

事務・事業は、施策の実現のための手段であり、その成果は、市民が期待した施策をどの程度達成できたかによってもたらされます。

しかしながら、「市のこの仕事は成果をあげているか」という問いかけに対し、投入した予算額や抽象的な表現で回答することが多い現状であり、市民にとって分かり難いものとなっています。

そのため、目的である政策・施策と手段としての事務・事業との関係を明確にし、少ない財源でより多くの市民の満足を得るよう、成果と透明性を重視した事務・事業を実施していく必要があります。

なお、市は市民に一番身近な基礎的自治体として、多様化するニーズに迅速かつ的確に応えることが必要であり、地方分権の流れの中で、現在、県に属する権限についても、市民の利便性の向上や事務処理の迅速化のために、積極的に確保するため、権限移譲を進める必要があります。

また、合併に伴う協議や事務事業の調整において「新市発足後調整」とされた事務・事業のうち未調整となっているものも残されており、早期の調整が必要課題となっています。さらには、「当分の間現行のとおりとする」とした事務・事業についても、今後の方向についての検討が必要となっています。

### 改革の方向性

施策と事務事業の関係を明確にし、対象（誰を）と意図（どのような状態にするか）を明確に表現し、意図をどれだけ達成したのかを客観的に示すなど、成果や透明性を重視した事業を実施する。

そのため、行政評価システムを導入し、市民のニーズを的確に把握した上で、事業の目的妥当性、効率性、有効性を検証し、優先順位を明確にした上で、事業選択を行うよう、計画、予算、評価が連動したしくみの確立を目指します。

また、評価の公表や外部監査制度を導入し、透明性の確保に努めます。

合併協定により「新市発足後に調整する」「当分の間現行どおりとする」とした事務・事業については、早期の調整や今後の方向性の検討を図るとともに、すでに調整のうえ実施している事務・事業においても、市民の視点に立ち合併効果をより一層発揮させるよう、早期の一体性の確保 住民福祉の向上 負担の公平 健全な財政運営 行政改革の推進 適正な規模基準を基本とする合併時の調整方針により、徹底的に見直しを行います。

## <主な取組>

### (1) 行政評価システムの導入及び推進

現在、策定中の伊賀市の総合計画では、市民から出された課題を基本施策としているが、従来のような基本施策－施策－事務・事業の示し方では、目的と手段との関係が明確でないとの反省から、手段としての事務・事業がどのように目的としての基本施策に結びつくかを論理的に説明できるようにしようとする取組を進めている。

この取組をもとに、どのような成果が得られたかについて、有効性、客観性、経済性の視点から客観的な評価により検証し、より効果的に施策を推進するため、検討委員会を発足させ行政評価システムの導入を図る。

### (2) 県からの「権限移譲」による積極的な権限の確保

県と市町村の役割分担を「補完性の原則」の視点から見直し、三重県の権限委譲推進方針に基づき権限委譲が可能とした項目のうち、市民の利便性が向上するもの、まちづくりの課題の解決のために必要なものについて、原則として確保するよう努める。

### (3) 外部監査制度の導入

有効性、効率性、経済性の視点から、事務事業の見直し、財務執行の適正化を図るとともに、市政の透明性を高めるため外部監査制度を導入する。

### (4) 事務・事業の見直し

市民ニーズを的確に把握し、市民の利便性の向上や行政サービスの効率化の視点から、事務・事業の見直しを実施する。

- ・窓口の利用時間の延長
- ・類似事業の合同実施やイベントの見直し及び開催日の調整
- ・下水道と上水道の使用料金の一括徴収についての検討

### (5) 「合併後に調整を要する」とされた事務・事業の調整

「合併後調整する」又は「当分の間現行どおりとし、随時調整する」とされている事務・事業について、一体性の確保 住民福祉の向上 負担の公平 健全な財政運営 行政改革の推進 適正な規模基準を基本とする合併時の調整方針により、早期の調整を行う。

## 定員管理と組織機構の適正化

本市の行政組織・機構は、合併協議における調整方針に基づき「小さな本庁・大きな支所」を基本とした、本庁と6つの支所を配置した組織・機構となっています。このことは「合併したら役所・役場の職員が削減されるのではないか。」という各地域住民の不安の解消に大きく寄与していますが、一方では、市民にわかりにくいものとなっているとともに、従前の制度や慣習の維持に主眼が置かれがちな面もあり、今後は、新市の施策の速やかな実施や市全体の「地域間の均衡」という視点から、組織の一体性の確保と本庁・支所の機能を十分に発揮させることが必要となっています。

したがって、合併後の現状を踏まえ、市民の視点からそれぞれの権限と役割を再構築するとともに、施策の効率的な展開と合併効果の早期の発揮という視点から、簡素で効率的な組織機構とすることが求められています。

伊賀市の職員は、合併協議により旧市町村の職員をそのまま引き継いでいることから、現在の職員数は類似団体等と比較して過多となっています。

市町村合併による行財政の効率化という視点から見たとき、職員数の削減は合併による一番大きな効果であるとともに課題であります。合併前の時点からこのことを市民に説明し、新市において確実に削減していくことを約束してきた経緯を踏まえ、伊賀市の規模に見合う適正な職員数を早期に示すとともに確実に削減を行うことを通じ、市民の期待に答えていく必要があります。

さらに、職員給与についても適正な運用に努めるとともに、市民の理解を得られるよう努める必要があります。

### 改革の方向性

市民の視点に対応した効率的で簡素な組織・機構の構築を目指し、既存の組織・機構にとらわれることなく見直しを行う。

本庁・支所の機能を再構築するため、合併後の状況をふまえ事務事業を「広域効率業務」と「狭域有効業務」に分類し徹底的な見直しを行うものとする。

また、新たな行政課題に対応した施策を総合的・機能的に展開するため、組織・職員の一体性を確保し、組織や役職の権限を明確にするなど、事務処理等の迅速化と責任の所在の明確化を図る。

なお、組織・機構及び役職名については、市民にわかりやすいものとする。

職員については、組織・機構の見直しや、施設の民営化や事務事業の民間委託、ITの活用などによる事務の効率化を通じ、伊賀市の規模に見合う適正な職員数となるよう削減を図るものとする。

職員給与については、適正な運用に努めるとともに、給与等の状況を市民にわかりやすく公表し、市民の理解を得るよう努める。

## <主な取組>

### (1) 効率的で簡素な組織・機構の構築

サービスの充実及び効率化の観点から、組織を極力スリム化させる。

そのため、行政が関与する必要性等を検討し、市が直接実施するより効果的・効率的に目標が達成でき、市民サービスの向上が見込まれる業務については、積極的かつ計画的に民営化、外部委託等を進める。

- ・本庁と上野支所の統合
- ・支所の課・室の統合

### (2) 権限と責任の明確化

部長と支所長、次長と副支所長、課長の役職ごとの権限と責任をより明確化し、施策の機能的な展開と意思決定過程の短縮を図り、市民ニーズに迅速に対応できる組織とする。

このため、本庁の調整・決定機能を充実させ、本庁と支所業務の見直しを図る。なお、組織機構についても不断に見直しを行うものとする。

なお、組織・役職名は、市民から見てわかりやすいものとする。

- ・本庁業務と支所業務の見直し

### (3) 適正な職員数の配置

総務省が示す定員モデルや、定員管理調査に基づく類似団体別職員数を参考にして、定員適正化計画を策定し、一般行政部門と教育部門において10年間で職員削減目標を230名(22.5%)とする。

適正な定員管理を一層推進するため、職種や部門別に、徹底した事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化・民営化や民間委託、情報通信技術(I T)の向上等による事務の効率化を進め、適切な職員配置に努める。

### (4) 給与の適正化

総務省から示された「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」に基づき、給与制度・運用・水準の更なる適正化を図る。

### (5) 定員管理や人件費等の情報の公開

定員適正化計画の数値目標や取組状況及び給与等について、広報等を通じ市民にわかりやすく公表する。

### ○民間委託等の推進

現状・実績			
事務事業名	所管課	事務事業名	所管課
庁舎清掃全部委託	総務課	斎苑の火葬業務委託	市民生活課
一般ゴミ収集全部委託	環境政策課	情報処理（文書管理・財務会計・グループウェアシステムの維持管理業務）	情報政策課
水道メータ検針一部委託	水道業務課		
し尿処理場の運転管理業務一部委託	浄化センター		
一般廃棄物処理場の運転管理業務	清掃事業課		

主な取組目標		
事務事業名	所管課	取組内容
浄化センターの運転管理業務委託	浄化センター	平成20年度に運転管理業務の直営か委託の方向性を決定する。
直営し尿収集範囲の縮減	浄化センター	平成18年3月、検討委員会を立上げ、平成22年度以降の収集体制の検討を行なう。
保育所の民営化及び統廃合	少子化対策課	入所者の少ない公立保育所（園）の統廃合及び民営化の検討（小学校の校区再編等の状況を把握しながら行う。）

### ○指定管理者制度の活用

現状・実績			
事務事業名	所管課	事務事業名	所管課
4施設に指定管理者制度導入	施設管理課	指定管理者制度の導入方針策定	総務課

主な取組目標		
事務事業名	所管課	取組内容
指定管理者制度導入	施設管理課	平成18年度から145施設に導入
直営施設に指定管理者制度導入を検討	施設管理課	平成19年度以降の制度導入について検討し、手続を進める。借楽荘、きらめき工房に制度導入

## ○定員管理の適正化

### 集中改革プランにおける定員管理の数値目標

平成17年4月1日の伊賀市職員数1,508人 ⇒ 平成22年4月1日の伊賀市職員数1,420人  
88名(5.8%)を削減する。

### 主な取組目標

平成17年度中に定員適正化計画を策定  
行政効率のみで判断することが適当で無いと考える消防及び病院などの公営企業部門を除く一般行政部門  
及び教育部門1,024名を対象とし平成21年度末までに111名(10.8%)を削減する。

### 適正化の手法

- ・職員採用の抑制
- ・人材育成⇒平成17年度に人材育成基本方針を策定する
- ・組織・機構の適正化⇒平成18年度に本庁と上野支所を統合する
- ・事務改善⇒平成17年度に伊賀市情報化推進計画を策定・推進することで事務の効率化を図る
- ・委託・民営化・統廃合の推進⇒平成17年度に島ヶ原製材所を廃止する

## ○給与等の適正化

### 現状・実績

特殊勤務手当については、合併に伴う諸手当の統一作業において、支給実績が低いもの、技術の進歩や社会情勢の変化等により特殊性が薄れていると考えられるものについては、大幅に見直しを行った。月額で支払われている手当については、実績による支払とするなどのほか相当数を廃止した。合併後の市町村の給与格差等の問題があり、解消にはなお当分の期間を要する。

### 主な取組目標

- ・高齢層職員の昇給の抑制⇒平成18年度から55歳以上の職員に適用
- ・昇給運用の適正化⇒平成18年度に年功的な給与制度の見直し(枠外昇給制度の廃止)  
⇒平成18年度から人事評価制度の構築
- ・級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し⇒級別職務分類表に基づき厳格に対応
- ・諸手当の総点検の実施⇒平成20年度までに管理職手当について、定率制から一定の基準を用いた定額制  
への変更  
⇒平成20年度までに管理職手当について、責任の度合いを勘案し手当のあり方を検討  
⇒平成18年度から特殊勤務手当の再見直し



○事務・事業の再編・整理・廃止・統合

主な取組目標		
事務事業名	所管課	取組内容
行政評価システムの導入	行政改革推進課	平成18年度から行政評価システムを導入・実施する。
病院機能評価の取得	市民病院庶務課	平成18年度に病院機能評価の受験と取得を目指す。
権限移譲の推進	行政改革推進課	三重県権限委譲方針により、権限の移譲を受ける。
外部監査制度の導入	監査委員事務局	平成20年度に制度を導入するかどうかを決定する。
猟友会組織の統合	農林振興課	平成18年4月に伊賀市猟友会を設立する。
窓口の利用時間延長	住民課	平成18年度から住民票、戸籍、印鑑登録の証明書交付に関する業務を毎週木曜日は午後7時30分までとする。
イベント開催時の連携・調整	広聴広報課	事業及びイベントの情報発信を一元化し確実に行う。
上下水道使用料の一括徴収の検討	下水道課	上下水道使用料の納入通知書、納付方法、収納を一本化し、事務の効率化を図る。
観光関係団体事務局事務の見直し	観光振興課	観光協会事務局事務を見直し、市から独立させ自主運営とする。
国際交流員の見直し	文化国際課	平成18年度に国際交流員を2名から1名にする。
直営し尿収集範囲の縮減	浄化センター	し尿収集量が減少している現状から、平成22年度以降の収集体制の方針を策定・実施する。
指定ごみ袋制度の導入	清掃事業課	平成18年11月から、ごみの排出量の削減と分別の推進に取組むため指定ごみ袋制度を導入する。
環境基本計画の策定	環境政策課	平成18年度に環境保全の施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画を策定する。
水道事業整備計画の策定	水道総務課	平成18年度から計画策定を行い、20年度に変更認可を取得予定である。
同和行政推進計画の策定	同和課	平成18年度から検討組織を立上げ推進計画を策定し、その計画の中で事業の一元化等を位置付ける。
水道事業評価の実施	水道施設課	平成17年度からの新規水道事業について、事前評価審査委員会を実施している。
基金活用奨学金	教育総務課	平成18年度に現在ある4奨学金を統一し運用を行う。
中学校9校分について給食センター整備	教育総務課	平成19年度から市内9中学校給食を給食センターで調理し、配送する。
伊賀水田ビジョンの見直し	農林振興課	水田農業協議会の統一、支援策を見直す。
個人給付の統一	農林振興課	平成21年度から個人給付を統一する。
団体補助の統一	農林振興課	平成21年度から団体補助基準を統一する。

自主運行バス・行政サービス巡回車の見直し	企画調整課	平成18年度に交通計画を策定し、平成19年度から段階的に事業を実施する。
合併処理浄化槽関係補助金の見直し	環境政策課	平成18年度から統一する。
芭蕉顕彰組織の統合	文化国際課	平成19年度までに芭蕉翁顕彰調整会議を設置し、複数団体を一体化する。
国際交流協会の統合	文化国際課	平成19年度までに連絡会を設置し、6団体を一体化する。